

財團法人協議會大阪支所
一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...
十一、...
十二、...
十三、...
十四、...
十五、...

財團法人協議會大阪支所

- ハ 勤続三ヶ年以上五ヶ年未満ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ三日分
- ニ 勤続五ヶ年以上十ヶ年未満ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ四日分
- ホ 勤続十ヶ年以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給ノ五日分ヲ支給ス
- セ 退職手當制定ノ件 本件ハ情義的社會通念ニ依テ應分ノ事ヲ爲ス
- 八 歸國旅費制定ノ件 事業主ヨリ解雇ヲ命ジタル場合ハ實費ヲ支給ス
- 九 慰安會制定ノ件 年二期ノ賞與ヲ支給スル場合ハ必ズ慰安會ヲ實施ス
- 十 工場設備制定ノ件 浴場脱衣場ハ當局承認可ヲ俟テ改善ス
- 十一 今回ノ爭議ニハ犧牲者ヲ出サズ
- 右今回ノ爭議解決ト共ニ右ノ條項ヲ認め覺書二通ヲ作成シ相互之レヲ手交ス

大正十五年十月二十六日

川口製肥工場主
代表者 古澤 外茂